

NTCIR-3 Web タスクテストコレクション使用許諾に関する覚書
(NTCIR ワークショップ3 参加者用)

国立情報学研究所(以下「甲」という)と _____ (以下「乙」という)は、NTCIR ワークショップ3において甲が提供する「Web タスクテストコレクション」に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第一条 (データの内容)

- 1 . 「 NTCIR-3 Web 文書データ」(以下「Web 文書データ」という)とは、甲が、主に JP ドメインの Web 上で提供されるデータを平成 13 年 9 月から 11 月までに無作為に収集し、タグを付与したテキストデータ(10 ギガバイト版、および、100 ギガバイト版)のことである。
- 2 . 「 NTCIR-3 Web 情報検索データ」(以下「Web 情報検索データ」という)とは、「Web 文書データ」の内容に対して行う検索質問、各検索質問に適合する文書番号のリスト、適合と判断した根拠を示すために記事から抽出した語句のことである。
- 3 . 「 NTCIR-3 Web タスクテストコレクション」(以下「Web テストコレクション」という)とは、Web 文書データと Web 情報検索データを合わせたもののことである。

第二条 (使用許諾)

甲は乙に対して「国立情報学研究所共同研究員規程」に基づく共同研究として「Web テストコレクション」の使用を許諾する。

第三条 (権利の帰属)

- 1 . 「Web 文書データ」を構成する Web ページデータに関する著作権法上の権利は、各 Web ページの作成者もしくは作成者により権利を委譲された者に帰属する。「Web 文書データ」における選択、配置、編集に関する全ての著作権法上の権利は、甲に帰属する。
- 2 . 「Web 情報検索データ」に関する著作権法上の権利は甲に帰属する。
- 3 . 乙が、「Web テストコレクション」を使用して開発した技術、システム等に関連する知的所有権は乙に帰属する。
- 4 . 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果、「Web テストコレクション」の改良などに関連する知的所有権は甲に帰属する。

第四条 (使用許諾の範囲)

- 1 . 乙は、「Web テストコレクション」を NTCIR ワークショップ3 の課題遂行および課題に関連する研究目的にのみ使用できるものとする。
- 2 . 乙は、「Web テストコレクション」およびそれを複製したもの、あるいは、それを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。

第五条 (提供の方法)

- 1 . 甲はファイル転送などの電子的手段により「Web 情報検索データ」を乙に提供する。
- 2 . 甲は、甲が国立情報学研究所内に設置したファイルサーバ上に「Web 文書データ」ファイルを格納し、乙が「Web 文書データ」の処理に使用する計算機からそのファイルへのアクセスを許可する。
- 3 . 乙は、甲が国立情報学研究所内に設置し乙に割り当てた計算機、または甲の許諾に基づき乙が国立情報学研究所内に設置した計算機上においてのみ、「Web 文書データ」の処理を行うことができるものとする。また、内容の閲覧などの目的でデータの一部を使用する場合を除き、「Web 文書データ」本体およびそれに含まれる Web ページデータの複製を他の計算機上に作成してはならない。

第六条 (利用者の範囲)

- 1 . 「Web テストコレクション」の利用者の範囲は、乙個人または乙と直接共同して研究するグループの構成員に限定されるものとする。
- 2 . 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第七条（知見の発表）

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「Web テストコレクション」を使用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「Web テストコレクション」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権及び出版者等の権利を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、甲が指定する文面により、甲が主催する NTCIR ワークショップ 3 に参加し、「Web テストコレクション」を使用したことを明記するものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）とともに発表論文の別刷りまたはコピーを、三部、甲に提出するものとする。
5. 研究成果の公表には、「Web テストコレクション」を利用して得られたデータまたは処理プログラムの公開は、含まないものとする。
6. 乙は、「Web テストコレクション」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第八条（覚書の有効期限）

本覚書の有効期限は覚書締結日より NTCIR ワークショップ 3 の終了後 6 ヶ月までとする。なお、乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うこととする。

第九条（報告書の提出）

1. 乙は、NTCIR ワークショップ 3 の定められた手順に従って、成果報告を甲に提出するものとする。
2. 乙は、甲の求めに応じ、所定の期日までに、「Web テストコレクション」を使用した研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第十条（データの使用中止）

1. 乙は、覚書に違反する使用が認められた場合、甲の申し入れにより、直ちに「Web テストコレクション」の使用を中断し、「Web テストコレクション」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去しなければならない。
2. 「Web 文書データ」を構成する Web ページデータの著作権所有者からデータの使用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、該当するデータを速やかに消去しなければならない。甲は、該当するデータを消去した「Web 文書データ」を速やかに乙に提供しなければならない。

第十一条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第十二条（定めなき事項）

本覚書に定めのない事項は生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保管する。
平成 年 月 日

（甲） 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2（学術総合センタービル内）
国立情報学研究所
情報学資源研究センター
センター長 安達 淳

（乙） _____

